

答 申 第 9 3 号  
平成25年1月15日  
(諮問公第106号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年8月31日付けで別表1のとおり開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年10月22日付け介福第412号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年11月18日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

文書不存在及び一部開示決定を取り消し、開示するとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1について

- (ア) 9月11日へ訂正することを認めない。9月12日の復命書の開示を求める。
- (イ) 服務に関する文書であるから保存期間は3年で、廃棄できない。
- (ウ) 県が特定した簡易復命書は、特定作業の間違いを装っている。
- (エ) 保存期間を過ぎて廃棄したにも関わらず、9月11日が誤りであることを県が指摘できたのは、9月12日の復命書が廃棄されず、少なくとも2通存在したものであり、故意に廃棄した以外の残りの1通の保存期間は3年で、開示できる。

イ 開示請求2について

- (ア) 別勤命令簿の開示を要求する。
- (イ) 実名が開示されており、級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号を開示しても、何ら支障はない。

- (ウ) 旅行命令票は条例第7条第1号ただし書ウの「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」そのものである。
- (エ) 級区分は単なる数字・記号である。
- (オ) 口座番号は単なる数字であり、金融機関、本支店名のいずれかを不開示とすれば、開示しても何ら支障はない。

ウ 開示請求3について

鹿児島県文書規程（以下「県文書規程」という。）と介護福祉課の文書規程は全く相違しており、独自に作成した裏の服務に関する文書が存在することは明らかである。

エ 開示請求4について

- (ア) 「その他」が何であるのかが規定されていないはずがなく、文書不存在ではない。
- (イ) 出張復命書は、県文書規程別表第3で3年保存の「服務に関する文書」と明確に特定されていながら、1年保存である「その他これらに類するもの」に格下げされているのであり、「その他」が詳細に定められている証明である。

オ 開示請求5について

エと同旨のほか、「その他」の詳細が判明しない限り、「軽易な報告書その他これらに類するもの」に該当すると断定できない。

カ 開示請求6について

全部開示ではなく、裏に管理される「職員の服務に関する内容」があることを露見している。

キ 開示請求7について

ウと同旨のほか、鹿児島県職員服務規程（以下「服務規程」という。）第18条第6項は、いかなる理由によっても出張復命書は業務日誌、簿冊に代替することはできず、裏の服務に関する規程があればこそ本件では出張復命書を業務日誌に代替できたわけであるから、裏の復命書は存在する。

ク 開示請求8-1について

平成19年度共通文書の文書管理表標準例及び対象文書例（以下「平成19年度標準例」という。）には簡易復命書なる対象文書はどこにも見当たらない。不作為に対応する簡易復命書の別規程があるからである。

ケ 開示請求8-2について

平成19年度標準例はあくまでも例であって、規定そのものではなく、保存期間が全く相違する。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 開示請求 1

ア 対象公文書の特定について

- (㏽) 異議申立人に別途開示した文書における平成19年9月12日は同年9月11日の誤りである。
- (㏽) 服務規程第18条第6項は簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定しており、簿冊で行うものを「簡易復命書」として処理している。
- (㏽) これらのことから「9月12日」を「9月11日」として、「復命書」を「出張復命書」又は「簡易復命書」として対象公文書の特定作業を行った。

イ 不開示とした理由について

- (㏽) 平成19年度標準例において出張復命書は保存期間1年とされており、これは県文書規程第36条別表第3では、「5 1年保存」の「(3)軽易な報告書、届出書その他これらに類するもの」に該当する。
- (㏽) 平成19年度の出張復命書及び簡易復命書は、保存年限を経過したため平成21年度に廃棄しており、保有していない。

#### (2) 開示請求 2

ア 対象公文書の特定について

- (㏽) 異議申立人に別途開示した文書における平成19年9月12日は同年9月11日の誤りである。
- (㏽) ○○（以下「特定介護事業所」という。）に対する実地指導は、事業所までの距離に基づき出張により行っており、出張は、鹿児島県職員等の旅費支給規則第1条第1号で旅行命令票で行わなければならないとされている。
- (㏽) これらのことから、「9月12日」を「9月11日」として、「別勤命令簿」を「旅行命令票」として対象公文書の特定作業を行った。

イ 一部開示とした理由について

- (㏽) 条例第7条第1号には、情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も含まれる。
- (㏽) 級区分、居住地、金融機関本支店名、預金種別及び口座番号は個人に関する情報であって特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

#### (3) 開示請求 3 及び 7

県文書規程に基づき事務処理を行っており、独自に作成した裏の服務に関する文書が存在することは明らかであるとする異議申立人の主張は当たらない。

(4) 開示請求4及び5

- (ア) 平成19年度標準例には「その他」の文書の内容が詳細に定められてはおらず、「その他」が何であるか判明できる内容も含まれていない。
- (イ) 別に「その他」の文書の内容を詳細に定めた規程、「その他」が何であるか判明できる公文書も作成、保有していない。
- (ウ) 各課固有の文書については、県文書規程別表第3によって保存期間を定めているが、別表第3の「その他」の文書の内容を詳細に定めた規程、及び「その他」が何であるか判明できる公文書も作成、保有していない。

(5) 開示請求6

実施機関の職員が職務上利用するため複写し保有していた服務規程を対応する公文書として特定し全部開示した。

(6) 開示請求8-1

服務規程第18条第6項は簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定しており、簿冊で行うものを「簡易復命書」として処理していることから、実施機関の職員が職務上利用するため複写し保有していた服務規程を対応する公文書として特定し全部開示した。

(7) 開示請求8-2

公文書の保存期間は、県文書規程別表第3に保存期間を定める基準が規定され、具体的な保存期間については各年度ごとに標準例が定められており、平成19年度標準例を請求に対応する公文書として特定し全部開示した。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年12月18日	諮問を受けた。
平成23年1月27日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
2月2日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
4月25日	異議申立人から意見書を受理した。
平成24年9月5日	諮問の審議を行った。
11月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成25年1月9日	諮問の審議を行った。

(2) 不開示部分の整理

本件処分において、実施機関は上記3のとおり対象公文書の特定及び一部開示又は不開示とした理由を説明しているが、対象公文書並びに不開示部分及び不開示理由に重複するものもあることから、審査会において別表2のとおり整理し、それぞれの対象公文書特定の妥当性及び不開示理由の妥当性について検討することとした。

(3) 審査会の判断

ア 開示請求1について

異議申立人は、9月12日の復命書の開示を求める、また、保存期間は3年であるなどとして開示を求めていることから不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

実施機関における公文書の保存期間の区分は、県文書規程第36条において、1年未満、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び永久と規定され、公文書の保存期間は、鹿児島県会計規則に定めるものを除き、県文書規程別表第3に定める基準に基づき、各課長が定めることとされている。

また、服務規程第18条第5項は、出張後、帰庁したときは7日以内に出張復命書を所属長に提出しなければならないと規定し、同条第6項は、簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定している。

実施機関は、同項に基づく簿冊等による復命を簡易復命書として処理している、また、出張復命書及び簡易復命書は県文書規程別表第3の「5 1年保存」の「(3)軽易な報告書、届出書その他これらに類するもの」に該当することから1年保存であり、平成19年度の出張復命書及び簡易復命書は、1年の保存期間を経過し、平成21年度に廃棄したので存在しないと説明している。

そこで、当審査会事務局職員に確認させたところ、実施機関は平成19年度の介護保険課（現在は介護福祉課）の文書管理票は保有していないが、平成24年度の介護福祉課の文書管理表においても復命書の保存期間は1年であること、また、県文書規程別表第3における1年保存の基準は、請求に係る公文書が属する平成19年度においても、平成24年度と同一であることが確認された。

また、上記のとおり、服務規程第18条第6項は簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定していることから、簿冊等をもってする介護保険課の簡易復命書の保存期間も、同課の出張復命書と同一であったものと推測できる。

したがって、平成19年度の出張復命書及び簡易復命書は、1年の保存期間を経過し、平成21年度に廃棄したので保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、念のため、当審査会事務局職員に、介護福祉課における復命書を確認させたところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、請求に係る復命書の存在は確認されな

かった。

したがって、開示請求1について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求2について

異議申立人は、別勤命令簿の開示を求める、また開示しても支障はないなどと主張していることから、対象公文書特定の妥当性及び条例第7条第1号に規定する不開示情報該当性について検討する。

(ア) 対象公文書特定の妥当性について

実施機関においては、鹿児島県職員等の旅費に関する条例により、在勤公署から半径2km以上の地域への旅行は旅費の支給対象となり、旅費を支給する出張は旅行命令により行うこととされている。

さらに、鹿児島県職員等の旅費支給規則第1条第1項第1号で、出張のための旅行命令は旅行命令票又は知事が別に定める様式で行うこととされている。

実施機関は、平成19年9月11日の特定介護事業所に対する実地指導は、特定介護事業所の距離から出張で行ったため、旅行命令票を対象公文書として特定したと説明するが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 個人情報該当性について

a 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

b 条例第7条第1号該当性

対象公文書には、本件不開示情報1の他にも、当該公務員の氏名等が記載されており、当該公務員の氏名は、本件処分において既に開示されている。

異議申立人は、級区分、口座番号は単なる数字にすぎない、実名が開示されており本件不開示情報1を開示しても何ら支障はないと主張しているが、本件不開示情報1は個人に関する情報であり、開示されている当該公務員の氏名と組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることから、当該公務員の氏名と本件不開示情報1は一体として条例第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当すると認められる。

c 条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報1については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、異議申立人は、旅行命令票は、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分そのものであり、同号ただし書ウに該当すると主張しているが、本件不開示情報1は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報であるとは言えないことから、同号ただし書ウにも該当しないものと認められる。

したがって、開示請求2について、旅行命令票を対象公文書として特定し、本件不開示情報1を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 開示請求3及び7について

異議申立人は、裏の服務に関する文書が存在することは明らかであるとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

平成19年度の復命書の保存期間に関して、服務に関する文書であり県文書規程別表第3により保存期間は3年である、また簿冊では代替できないとの異議申立人の主張に対し、実施機関が出張復命書及び簡易復命書は県文書規程別表第3の「5 1年保存」の「(3)軽易な報告書、届出書その他これらに類するもの」に該当し、1年保存であると説明していることから、異議申立人は介護保険課、介護福祉課独自の裏の規程があるとして開示請求3及び7の請求を行ったものと思われる。

アのとおり、平成19年度の出張復命書及び簡易復命書は1年保存であるとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、よって、県文書規程に基づいて事務処理を行っており裏の服務に関する文書は存在しないとする実施機関の説明にも不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求3及び7につき、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 開示請求4及び5について

異議申立人は文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

実施機関における公文書の保存期間は、アのとおり、鹿児島県会計規則に定めるものを除き、県文書規程別表第3に定める基準に基づき、各課長が定めることとされている。

県文書規程別表第3において、保存期間ごとに対象となる文書を挙げているが、その中で「その他3年保存を必要と認めるもの」、「その他これらに類するもの」等の規定があり、本件は「その他」の内容を定めた公文書に対する請求である。

公文書の保存期間は、県文書規程別表第3に定める基準に基づき各課長が定めるものであり、県文書規程において、上記「その他」の内容を具体的には定めておらず、また、各課長が保存期間を定めるに当たって、あらかじめ「その他」の内容を定めておくとする規定もない。

また、県文書規程第30条第1項により、保存期間が1年未満であるものを除き、文書及び図画に係る公文書は文書管理表により分類し、及び管理しなければならないとされており、各課等における文書管理表の作成に資するため、学事法制課が毎年度、共通文書標準例及び文書分類別対象文書例を定め、公文書の分類、保存期間、対象文書例等を示しているが、これは県文書規程別表第3の「その他」に該当する文書が何であるかを定めたものではない。

したがって、開示請求4及び5に対応する文書は作成、保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 開示請求6について

異議申立人は、服務規程第10条及び第18条は努力規定でなければならないが努力規定になっていないなどとして、裏に管理される「職員の服務に関する内容」があると主張していることから、対象公文書特定の妥当性について検討する。

「職員の服務に関する内容」を定めた規程は、服務規程であるとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求6について、服務規程を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

カ 開示請求8-1について

異議申立人は、簡易復命書の別規程があるなどと主張していることから、対象公文



書特定の妥当性について検討する。

服務規程第18条第6項は、アのとおり簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定しており、介護福祉課においては同項に基づく簿冊等による復命書を「簡易復命書」として処理していると説明しているが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求8-1について、服務規程を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

キ 開示請求8-2について

異議申立人は、平成19年度標準例はあくまでも例であって、規定そのものではないなどと主張していることから、対象公文書特定の妥当性について検討する。

実施機関における公文書の保存期間は、アのとおり、鹿児島県会計規則に定めるものを除き、県文書規程別表第3に定める基準に基づき、各課長が定めることとされている。

また、エのとおり、各課等における文書管理表の作成に資するため、学事法制課が毎年度、共通文書標準例及び文書分類別対象文書例を定め、公文書の分類、保存期間、対象文書例等を示している。

そこで、当審査会で対象公文書を見分したところ、「復命書」の保存期間は1年とされ、対象文書例として「出張復命書」が挙げられていた。

また、当審査会事務局職員に確認させたところ、実施機関は、職員服務規程第18条第6項で簿冊等をもって出張復命書にかえることができると規定していることから、簿冊等をもってする介護保険課の簡易復命書も、平成19年度標準例の「復命書」に該当すると説明するが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求8-2は、簡易復命書の保存期間が判明する公文書に対する開示請求であることから、当該請求について、平成19年度標準例を特定した実施機関の判断は妥当である。

ク その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

番号	開示請求項目	請 求 内 容
1	開示請求 1	平成19年 9 月12日特定介護事業所に対して実地指導するために出張させた復命書
2	開示請求 2	平成19年 9 月12日特定介護事業所に対して実地指導するための庁外勤務させた別勤命令簿
3	開示請求 3	介護保険課・介護福祉課が、鹿児島県文書規程・学事法制課の保存期間基準から除外させた、復命書・別勤命令簿の保存期間が判明する裏のサービスに関する規程の公文書または介護保険課・介護福祉課が独自に作成した裏のサービスに関する公文書
4	開示請求 4	学事法制課による保存期間を定める基準の中で、① 1 年未満保存とするその他の文書、② 1 年保存とするその他、1 年保存を必要と認める文書、③ 3 年保存とするその他、3 年保存を必要と認める文書の「各々①②③の「その他」の文書」の内容を詳細に定めた規程。「その他」が何であるか、判明する公文書
5	開示請求 5	介護保険課・介護福祉課で、① 1 年未満保存とするその他の文書、② 1 年保存とするその他、1 年保存を必要と認める文書、③ 3 年保存とするその他、3 年保存を必要と認める文書の「各々①②③の「その他」の文書」の内容を詳細に定めた規程。「その他」が何であるか、判明する公文書
6	開示請求 6	人事課において、「職員のサービスに関する内容」を詳細に定めた規程・詳細規程
7	開示請求 7	介護保険課・介護福祉課において、独自に「職員のサービスに関する内容」を詳細に定めた裏の規程・詳細規程
8	開示請求 8 - 1	県文書規程のサービスに関する内容の中で、出張復命書ではない簡易復命書の別規程があるサービスに関する公文書
9	開示請求 8 - 2	県文書規程のサービスに関する内容の中で、出張復命書ではない簡易復命書の別規程があるサービスに関する公文書の保存期間が判明する公文書

別表 2

番号	開示請求項目	対象公文書	不開示部分	不開示理由
1	開示請求 1	平成19年 9 月11日の「出張復命書」又は「簡易復命書」	全て	不存在
2	開示請求 2	平成19年 9 月11日旅行分の特定介護事業所への旅行命令票	本件不開示情報 1 ----- 級区分, 居住地, 金融機関本支店名, 預金種別及び口座番号	条例第 7 条第 1 号 (個人に関する情報) に該当
3	開示請求 3 及び 7	3 介護保険課・介護福祉課が, 県文書規程の保存期間の基準から除外させた, 復命書・別勤命令簿の保存期間が判明する裏の服務に関する規程又は介護保険課・介護福祉課が独自に作成した裏の服務に関する公文書 7 介護保険課・介護福祉課が独自に「職員の服務に関する内容」を詳細に定めた裏の規程・詳細規程	全て	不存在
4	開示請求 4 及び 5	4 学事法制課による保存期間を定める基準の中で, 「その他」の文書の内容を詳細に定めた規程。「その他」が何であるか判明する公文書 5 介護保険課・介護福祉課で, 文書の保存期間について「その他」の文書の内容を詳細に定めた規程。「その他」が何であるか判明する公文書	全て	不存在
5	開示請求 6	服務規程	なし	—
6	開示請求 8 - 1	服務規程	なし	—
7	開示請求 8 - 2	平成19年度標準例	なし	—